

被保険者の皆さまへ

豊田通商健康保険組合

被扶養者の資格確認調査（検認）実施のお知らせ

平素は当健康保険組合の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、表題の件、健康保険施行規則第 50 条に基づき、被扶養者認定状況の確認調査を実施いたします。

本調査は、すでに被扶養者として認定された方がその後も引き続き資格要件を満たしているかを確認するものです。

当該調査によって、公平・公正な扶養家族の認定により保険料使用の健全化を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

被保険者の皆さまにおかれましては、下記スケジュールを確認いただき、必ず期限までにご提出をお願いいたします。期限までに回答いただけなかった場合、また不足書類をご提出いただけなかった場合は削除の手続きを行いますのでくれぐれもご注意くださいますようお願いいたします。

■今年度のポイント

- ①調査票を **WEB にて回答** できるよう変更
 - ②添付書類の **紙面での提出は不要**
 - ③調査の委託先は **『株式会社法研』**（昨年同様）
- 詳細は下記を参照ください。

記

1. 調査要領

	2021 年度	2020 年度
対象者	下記条件を満たす被扶養者 1) 総年収額（2021 年 1 月～12 月）が 130 万円以上（60 歳以上の方は 180 万円以上）の方 2) 総年収額（2021 年 1 月～12 月）が 130 万円未満（60 歳以上の方は 180 万円未満）かつ、被保険者と別居（2021 年 12 月 1 日時点の登録住所）の方 ※上記はマイナンバー制度の情報連携を活用して抽出しています。 3) マイナンバー制度の情報連携で収入および居住情報が確認できなかった方	2020 年 1 月 1 日までに被扶養者認定の資格を取得した高校卒業以上の被扶養者
調査票の提出方法	WEB 入力 （注 1） ただし、電子環境を利用できない方は法研コールセンター（0800-800-7653）へ連絡願います	返信用封筒で法研へ返送
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被扶養者の年間収入が認定基準額未満であること ➤ 被保険者と被扶養者の生計維持状況 	

(注1) WEB 入力の手順は下記の通りです。

- ①当組合 HP にあるバナー『被扶養者の資格調査（検認）について』をクリック（当組合 HP を離れ専用画面に移動します）。
- ②別紙『被扶養者資格確認調査（検認）実施について』を参照してログインする。
- ③質問に従って回答する。
- ④添付書類（住民票、所得証明書等）を PDF または写真でアップロード（提出）して完了。

2. 調査の流れとスケジュール

月日	内容	説明
2022/02/17	検認案内を会社メールアドレスあてに送付 (法研⇒被保険者)	<ul style="list-style-type: none">➤ メール本文に『被扶養者資格確認調査（検認）実施について』と『被扶養者の資格確認調査（検認）実施のお知らせ』へのリンクが記載されていますのでアクセスして要領を確認➤ 『被扶養者資格確認調査実施について』にはアクセス方法や調査の流れが記載されています
2022/02/17	WEB システム入力開始	<ul style="list-style-type: none">➤ 当組合HPトップページにあるバナーからログイン<ul style="list-style-type: none">●ログイン ID：記号・番号●仮パスワード：生年月日8桁➤ 13:00~入力可能
2022/03/17	回答締切 (被保険者⇒法研)	
2022/05/20 頃	削除通知書発送 (法研⇒被保険者)	<ul style="list-style-type: none">➤ 審査により否認となった場合や、必要書類を提出されない場合は、削除通知書に被扶養者（異動）届を添付して被保険者様宛に発送します。

3. 提出方法

今年度は紙面で提出いただく必要はありません。添付書類は WEB 上で PDF または写真でアップロードください。

WEB 環境を利用できない方については、法研コールセンター（0800-800-7653）へ連絡いただき、オペレーターの指示に従って提出願います。

4. 注意事項

- 現況未回答者、必要書類の未提出者は **2022年6月1日付にて資格喪失**となります。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方も被扶養者削除の手続きが必要となります。
⇒被扶養者の資格喪失手続きはこちらをご覧ください (https://toyotsu.or.jp/kenpo/about_exclude)
(ご参考) 被扶養者の加入条件はこちらを参照ください (https://toyotsu.or.jp/kenpo/about_family)
- 被扶養者削除は資格要件を満たさなくなった月日まで遡る場合もあります。その場合は、資格喪失日以降の医療費を返還いただきます。

5. 問合せ先

■調査について

問合せ内容	問合せ先	連絡先	稼働日
アクセス方法について	MY HEALTH WEB ヘルプデスク	03-5213-4467	平日 9:00~17:00 (土日祝日除く)
上記以外 (WEB 環境がない等)	被扶養者調査専用 法研コールセンター	0800-800-7653 (無料通話)	

■扶養の削除について

- ・保険証記号が 1116 から 1145 までの事業所様：乗富（052-584-8068）
- ・保険証記号が 1002 から 1115 までの事業所様：枳谷（052-584-8445）
- ・任意継続被保険者：枳谷（052-584-8445）

以上